

黒部市 発表
令和6年3月26日(火)

【照会先】
黒部市福祉課
福祉課長 越 雄一
障がい・保護係長 高松 詩織
電話 0765(54)2502

報道関係者 各位

障害者相談支援事業に係る消費税

1. 障害者相談支援事業に係る消費税の課税について

本市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に基づき、障害者相談支援事業を社会福祉法人等の3つの事業所への委託により実施しております。

今般、当該事業における税務上の取扱いについて、全国的に誤認がある旨の報道を受け、こども家庭庁及び厚生労働省から令和5年10月4日付けで、同法に基づく障害者相談支援事業が、消費税の課税対象であることを周知徹底するよう通知がありました。

これを受け、本市の当該事業を確認したところ、1つの受託事業所との間で、非課税事業との誤認があり、過去5年分について、修正申告が行われました。残る2つの事業所につきましては、現在調査中であります。

2. 市の対応について

修正申告を行った受託事業所と協議の上、事業所の未払いとなっている消費税分について、市として財政措置を行う方針です。

残る受託事業所についても調査を進めているところであり、調査結果が判明次第必要な対応を行う予定にしております。

3. 参考【障害者相談支援事業とは】

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う事業であり、市町村の事業であり、特定相談支援事業所に委託することが可能です。